

諮詢番号 令和7年度諮詢第1号  
審査庁 茅ヶ崎市長 佐藤 光  
事件名 7茅予第288号行政文書一部公開決定処分取消請求事件

7茅情個審査答申第2号  
令和7年12月18日

## 答申書

審査請求人からの頭書事件に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）に関する上記審査庁の諮詢に対し、次のとおり答申する。

### 第1 結論

- 1 茅ヶ崎市長が、令和7年6月5日付け7茅予第288号で行った行政文書一部公開決定処分のうち、申込・回答票に添付されている文書の特定に不備があるためこれを取り消し、改めて文書を特定して公開決定を行うべきである。
- 2 その余の部分を非公開とした決定は妥当である。

### 第2 事案の概要

- 1 令和7年5月22日、審査請求人は、茅ヶ崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、茅ヶ崎市情報公開条例（昭和61年茅ヶ崎市条例第2号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、「給湯器（家庭用）、離隔距離の決定の解釈に関する及び敷地境界あるものに関する行政文書（計算の根拠理由など）（茅ヶ崎市火災予防条例に規定するもの）（令和7年5月22日に保有個人情報開示請求において開示を受けたものを除く）」についての行政文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 令和7年6月5日、実施機関は、本件公開請求に対し、敷地境界あるものに関する行政文書はこれを作成していないとして不存在とする一方で、「申込・回答票及び申込・回答票の追加メール分」（以下「本件対象文書」という。）を請求対象文書として特定し、その一部について条例第5条第4号に該当するとして一部公開処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 令和7年7月9日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、本件処分を取り消すとの裁決を求める審査請求を行った。

### 第3 審理関係人の主張要旨

- 1 審査請求人の主張要旨
  - (1) 公開された文書においては、当該給湯器の設置に関する離隔距離や安全基準に関する情報の多くが、理由なく黒塗り（非公開）とされており、実質的に必要な情報、例えば給湯器の離隔距離の測定値、行政職員による判断の具体的な根拠、適用された条項、協議内容などを確認することができない。  
行政の裁量権行使の適否を検証するための客観的な情報を非公開とすることは、市消防本部の判断が恣意的でないことを市民が検証する手段を奪うものであり、不当である。
  - (2) これらの情報は、周辺住民の安全、特に火災防止という観点から極めて高い公益

性を有する。茅ヶ崎市火災予防条例に形式的に適合しているか否かではなく、実際に火災リスクのある不適切な設置が行われていないかどうかを、客観的かつ具体的な情報に基づいて判断する必要がある。

- (3) また、公開請求者として、自らの生命・身体の安全に関わる設備が適切に設置されているか否かを確認する正当な关心と権利を有しており、その情報が非公開とされることは、自己の生命・身体の安全を確保する手段を奪われるものであり、憲法に保障された基本的人権の観点からも重大な制約となり得る。
- (4) さらに、敷地境界あるものに関する行政文書の不存在については、文書有無の判断基準の透明性が欠けており、当該主張は合理的根拠を欠き、不当である。
- (5) よって、本件処分の適否を再度厳正に精査のうえ、黒塗り（非公開）とされた部分の全部または大部分の公開及び文書の特定を求める。

## 2 実施機関の主張要旨

- (1) 本件公開請求に対し、本件対象文書のうち、担当弁護士の氏名、メールアドレス、事務所名、事務所所在地、電話番号、FAX番号、URL、受付番号、相談内容、その回答及びその内容に関するメールでのやりとりを条例第5条第4号に該当するとして非公開とした。
- (2) 相談先の弁護士が特定できる事項が公開されることにより、弁護士に対して問合せや働きかけが行われ、弁護士がそれらに対応する負担を被るおそれが生じる。市も、弁護士への配慮から、相談を差し控えたりするなどして、適切な助言等が得られなくなってしまう。
- (3) また、市から弁護士への相談内容やそれに対する弁護士からの回答が情報公開請求によって公開の対象となると、市はその保有する情報・資料や見解を示して率直に弁護士に相談を行うことを差し控えたりする結果となり、弁護士もその時点での意見が将来どのように評価されるかを懸念して、率直に意見を述べたり、回答することに消極的になりかねず、相談や回答の内容に支障が生じる。
- (4) よって、これらの情報が公になることで、市の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号に該当する。
- (5) また、敷地境界あるものに関する行政文書は、審査請求人からの敷地境界と離隔距離に関する問い合わせの対応に係る行政文書を保有個人情報開示請求により開示しており、それ以外は市で文書を作成しておらず、取得もしていないため、文書不存在としたものである。
- (6) 審査請求人は公益性と情報公開の必要性を主張しているが、市が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれと審査請求人の主張を鑑みても、当該非公開部分を非公開とすることにより保護される権利利益を上回る公益上の必要性があるとは認められない。
- (7) 以上のことから、本件処分に違法及び不当な点はないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第4 審査会の判断

### 1 本件公開請求について

本件公開請求に対し、実施機関は敷地境界あるものに関する行政文書を存在とする一方で、本件対象文書を特定し、条例第5条第4号柱書に該当するとして本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しを求めている。

実施機関は、本件処分が妥当であると主張していることから、以下、本件対象文書を見分した上で、当該非公開部分の非公開情報該当性及び本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

## 2 非公開情報該当性について

### (1) 条例第5条第4号（事務等に関する情報）該当性について

条例第5条第4号柱書は、「市の機関、…（略）…が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開とする旨を規定する。

本件対象文書は、実施機関が、消防庁の実施する「違反是正推進に係る弁護士相談事業」を利用して、消防法令違反是正の具体的な案件に関し担当弁護士に法的な相談を行うために作成した申込・回答票及び追加の相談を行った電子メールである。このうち、非公開とされた部分は、担当弁護士の氏名、メールアドレス、事務所名、事務所所在地、電話番号、FAX番号、URL、受付番号、相談内容、相談への回答及びその内容に関するメールでのやりとりである。

担当弁護士が行政機関の事務事業に関して助言を行う場合、その内容は個別具体的な事案に関わる高度な専門的判断を伴うものであり、相談先の弁護士の氏名や助言内容が公開された場合、その弁護士に対し様々な意見や批判が寄せられ、さらには外部から不当な圧力や誹謗中傷が加えられるなど、弁護士の業務の適正な遂行を妨げる事態を招く可能性は否定できない。担当弁護士が、このような事態を懸念し、形式的な回答にとどまらざるを得なくなれば、市の職員が専門的な判断を要する事項について担当弁護士より事案の状況に応じた適切な回答を得ることができなくなることから、市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

よって、実施機関が非公開とした部分は、条例第5条第4号柱書に該当する。

### (2) 条例第7条（公益上の理由による裁量的公開）該当性について

条例第7条は、「実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該行政文書を開くことができる。」と規定する。

審査請求人は、当該給湯器の設置に関する離隔距離や安全基準の情報は、周辺住民の安全、特に火災防止という観点から極めて高い公益性を有し、自らの生命・身体の安全に関わる設備が適切に設置されているか否かを確認する正当な关心と権利を有すると主張する。

同条による公益上の理由による裁量的公開を行うに際しては、非公開情報を公開することにより得られる利益と公開しないことにより保護される公益とを慎重に比較衡量することとなるが、本件対象文書は弁護士への相談内容であり、審査請求人の主張する事実を踏まえたとしても、非公開情報を公開することにより得られる利益が、公開しないことにより保護される利益を明白に上回るとまでは認められない。

よって、本件処分において、公益上の理由による裁量的公開をしなかった実施機関の判断に、裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

## 3 本件対象文書の特定の妥当性について

### (1) 申込・回答票の添付資料について

当審査会が確認したところ、実施機関が本件対象文書として特定した申込・回答票に添付されていた資料が本件公開請求の対象文書として特定されていないこと

がわかった。

当該添付資料は、本文と一体化した補足説明や詳細情報を示すものであり、当然に公開請求の対象となりうる。

よって、実施機関は、申込・回答票の添付資料について、本件公開請求の対象文書として特定した上で、改めて条例に基づき公開・非公開の判断を行うべきである。

#### (2) 敷地境界あるものに関する行政文書の特定について

実施機関は、敷地境界あるものに関する行政文書の保有の有無について、意見聴取の中で「基本的に敷地内境界に関して、やりとりしている文書は保有個人情報開示請求で開示した資料以外にはない。」と述べている。

本件公開請求の請求書において、保有個人情報開示請求で開示した文書を本件公開請求の対象から除くことを審査請求人に確認した記載が認められた。

また、実施機関は、意見聴取の中で「やりとりにおける回答文書に係る内部協議資料は存在しない」と述べている。火災予防条例における離隔距離は、敷地境界の影響を受けないことから、審査請求人とのやり取り以前から保有しておらず、また改めて作成もしていないため不存在とする実施機関の説明は不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事実も認められない。

よって、実施機関が保有個人情報開示請求で開示した文書以外に保有しているとは認められない。

#### 4 その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上のことから、当審査会は「第1 結論」のとおり判断する。

#### 第5 審査会の処理経過

令和7年 9月 2日 諮問受理

令和7年10月 6日 審議（令和7年度第1回審査会）

令和7年12月 5日 審議（令和7年度第2回審査会）

令和7年12月18日 答申

茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会

嘉藤 亮（会長）

大川 宏之

鈴木 慎一

原口 佳誠

福島 利宗